

## 川南町省エネ家電購入費助成事業よくある質問

### 【対象家電】

Q1.対象となる省エネ家電はどのようなものですか。

A1.省エネ基準達成率 100%以上のエアコン及び冷蔵庫です。エアコンは目標年度が 2027 年度又は 2029 年度、冷蔵庫は目標年度が 2021 年度のものに限ります。省エネラベルを確認していただき、省エネ基準達成率が 100%以上であれば省エネ性マークが緑色です。下記 URL 又は QR コードより製品情報を検索することができます。

<https://seihinjyoho.go.jp/>



Q2.買替ではない追加購入分も対象となりますか。

A2.対象となります。

Q3.リサイクル品は対象となりますか。

A3.対象外です。新品・未使用のものに限ります。レンタルやリースも対象外です。新品・未使用であっても、県外やインターネットで購入したものは対象外となります。

Q4.2010 年度の省エネ基準達成率が 100%以上のエアコンを購入した場合は、助成対象となりますか。

A4.対象外です。対象となる省エネ基準達成率の目標年度は、エアコンが 2027 年度又は 2029 年度、冷蔵庫が 2021 年度です。

### 【助成対象者】

Q5.誰が申請できますか。

A5.次の条件をすべて満たす方が申請できます。

- ・川南町に住民票がある方
- ・暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方
- ・世帯全員が町税を滞納していない方
- ・自分が住んでいる町内の住宅に対象家電を設置する方

Q6.住民登録前の購入は対象となりますか。

A6.住民登録前に購入した場合でも、助成金申請日において、川南町に住民登録があれば対象となります。ただし、対象期間内に県内販売店で購入した製品に限ります。

Q7.二世帯住宅に居住している場合、それぞれの世帯主が申請することは可能ですか。

A7.同じ住所に居住されている場合であっても、別世帯(住民票が別)であればどちらの世帯も申請することができます。

## 【申請条件】

Q8.複数台購入することは可能ですか。

A8.可能です。しかし、その場合は助成対象経費を合計して助成額を算出します。上限額(6万円又は3万円)を超えることはできませんのでご注意ください。

Q9.令和8年5月30日に購入し、令和8年6月3日に設置・納品された家電は対象になりますか。

A9.対象外です。購入日が令和8年6月1日以後である必要があります。

Q10.購入予定があるので、事前申請してもよいですか。

A10.事前申請は受け付けていません。購入、設置後の申請となります。

Q11.支払い方法に指定はありますか。

A11.支払い方法に定めはありません。現金、クレジットカード、電子マネー等いずれの支払い方法であっても申請可能です。

Q12.個人で購入し、事業所に設置する場合は助成の対象となりますか。

Q12.対象外です。事業目的での購入は助成対象外です。

Q13.県内のホームセンターや工務店などで購入する場合は、助成の対象となりますか。

Q13.県内に所在する店舗であれば、対象となります。ただし、インターネット等による購入は対象となりません。県内に所在する店のオンラインショップ等も対象外となります。

## 【助成対象経費】

Q14.家電の配送料や取付工事費用は助成対象経費となりますか。

A14.対象外です。家電本体購入費用(税抜き)のみが助成対象経費となります。

Q15.助成対象経費が164,700円(税抜き)でした。助成交付額はいくらになりますか。

A15.町内販売店で購入の場合の助成交付額は54,000円です。

$164,700 \text{円(税抜き)} \times 1/3 = 54,900 \text{円}$

1,000円未満は切捨てのため 54,000円となる。

県内販売店で購入の場合の助成交付額は30,000円です。

$164,700 \text{円(税抜き)} \times 1/3 = 54,900 \text{円}$

上限額の30,000円となる。

Q16.販売店で値引きを受けた場合、助成対象経費はどのようになりますか。

A16.本体購入費用とは、店頭価格から現金値引き後の価格を指します。このため、値引き後の支払額(税抜き)が助成対象経費となります。

**Q17.同時に購入した助成対象家電以外の製品が値引きされました。この値引きも助成対象経費から差し引く必要がありますか。**

A17.値引きの内訳がレシート等により判断できる場合は、差し引く必要はありません。判断できない場合は差し引く必要があります。

**Q18.支払い時にポイントを使用した場合、助成対象経費はどのようになりますか。**

A18.ポイントを使用した場合は、ポイント使用前の支払額(税抜き)が助成対象経費となります。ポイントは値引き額として扱いません。

#### **【提出書類】**

**Q19.レシートに型番が記載されていないのですが、どうすれば良いでしょうか。**

A19.取扱説明書や保証書の写しや設置した家電に記載されている型番の写真などを添付してください。

**Q20.設置したことを確認できる書類とはなんですか。**

A20.以下のような書類を想定しています。書類で確認ができなかった場合は、ご自宅へ訪問し、確認する場合があります。

- ・自宅に設置後の写真(全体の写真及び型番の写真)
- ・販売店等が発行する設置証明書

**Q21.申請書類の様式はどこで入手できますか。**

A21.町ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが難しい場合は、川南町役場環境課にて準備しております。

**Q22.領収書に内訳が書ききれない場合に添付する書類は請求書や納品書でもよいですか。**

A22.宛名や金額が領収書と一致していれば、内訳が分かる書類として添付していただけます。

**Q23.領収書や添付書類の保証書等は、原本を提出する必要がありますか。**

A23.コピーの提出をお願いします。提出された申請書類は返還しませんので、ご注意ください。

**Q24.郵送にて提出する場合の取扱いについて教えてください。**

A24.川南町役場への到達日が受付日となります。発送日や消印日ではありません。書類未達等の責任は川南町では負いかねますのでご注意ください。

**Q25.窓口申請の場合、その場で書類審査をしてもらうことは可能ですか。**

A25.その場での書類審査は行っておりません。申請方法に関わらず、審査の段階で書類の不足・不備が見つかった場合は、再度来庁していただくか再送付していただく必要があります。

**【その他】**

**Q26.申請してからどれくらいで振り込まれますか。**

A26.申請受付後、内容を審査し、交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付した後に振り込みます。  
申請状況により、日数がかかります。ご了承ください。

**Q27.申請窓口の受付時間を教えてください**

A27.祝日を除く、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

**Q28.設置完了検査はありますか。**

A28.提出書類のみで審査ができない場合には訪問し、検査する場合があります。